

定められた命令等の題名及び根拠法令条項の一覧

	定められた命令等の題名	根拠法令条項
1	国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則(令和3年国家公安委員会規則第6号)	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項及び第4項並びに第7条第1項、第4項及び第5項
2	国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示(令和3年国家公安委員会告示第33号)	国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成15年国家公安委員会規則第6号)第3条、第4条第2項及び第3項、第5条、第7条並びに第9条第2号
3	国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第四条第二項等の規定に基づく電子情報処理組織による手続等に関する告示(令和3年警察庁告示第1号)	国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第2項及び第3項、第5条並びに第9条第2号
4	関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条の規定に基づく関係行政機関が所管する法令に基づく手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等の全部を改正する件(令和3年内閣府告示第79号)	関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成16年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)第3条、第4条、第5条第2項及び第3項ただし書、第8条並びに第10条第2号
5	関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第三条の規定に基づく複数の行政機関の所管に係る公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、国家公安委員会に係る手続等の全部を改正する件(令和3年国家公安委員会告示第34号)	関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第3条、第4条、第5条第2項、第8条及び第10条第2号